



青の<sup>きら</sup>煌めきあおもり国スポ・障スポ  
実行委員会

## 第4回警備・消防専門委員会

開催資料

開催日：令和5年11月15日（水）



大会マスコット  
「アプリート君」

青の<sup>きら</sup>煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

# 青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

## 第4回警備・消防専門委員会 次第

日時：令和5年11月15日（水）

10：30～11：30

場所：青森県庁南棟2階中会議室

### 1 開会

### 2 委員の変更

### 3 報告事項

- (1) 第80回国民スポーツ大会の及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置について
- (3) 第80回国民スポーツ大会準備経過
- (4) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ会場地市町村選定状況
- (6) 青の煌めきあおもり国スポ警備・消防防災関係業務スケジュール
- (7) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等整備基本設計業務中間報告
- (8) 視察概要（燃ゆる感動かごしま国体）

### 4 審議事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等自主警備業務実施計画
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等消防防災業務実施計画
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画

### 5 閉会

## 第4回警備・消防専門委員会 委員の変更

令和5年11月15日時点（順不同：敬称略）

区分	役職	委員	氏名	前任者	変更年月日
消防	委員長	青森県消防長会会長	佐藤 芳之	(変更なし)	
	委員	青森地域広域事務組合消防本部警防課長	門間 誠	佐々木 和人	令和5年4月1日
警察	副委員長	青森県警察本部警備部警備第二課長	須藤 泰浩	乙部 俊一	令和5年4月1日
	委員	青森県警察本部生活安全部地域課長	藤田 陽一	菊池 智和	令和5年4月1日
県	委員	青森県教育委員会スポーツ健康課長	伊藤 明德	(変更なし)	
	委員	青森県危機管理局防災危機管理課長	佐藤 広之	山上 良一	令和5年4月1日
	委員	青森県危機管理局消防保安課長	気田 理一郎	熊沢 晋家	令和5年4月1日
	委員	青森県健康福祉部障害福祉課長	櫻庭 仁明	(変更なし)	

## 第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会の 開催地及び会期の決定について

令和 5 年 7 月 20 日（木）に開催された（公財）日本スポーツ協会の理事会において、第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催地及び第 80 回国民スポーツ大会の会期が決定した。

また、令和 5 年 9 月 20 日には、第 25 回全国障害者スポーツ大会の会期についても決定した。

### ○第 80 回国民スポーツ大会

開催地：青森県

会 期：令和 8 年 10 月 10 日（土）～10 月 20 日（火）

### ○第 25 回全国障害者スポーツ大会

開催地：青森県

会 期：令和 8 年 10 月 23 日（金）～10 月 26 日（月）

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置について

### 1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の本県での開催が正式決定したことから、同協会が定める国民体育大会開催基準要項の規定に基づき、開催県として「実行委員会」を令和5年8月31日に設置したところである。

なお、第25回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の本県での開催も正式決定したことから、国スポ及び障スポの開催準備、運営を一体的に推進していくこととしている。

#### ○国民体育大会開催基準要項

##### 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

### 2 実行委員会の概要

#### (1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（令和5年8月31日設置）

#### (2) 組織

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「国スポ準備委員会」という。）の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐとともに、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を新たに設置した。

#### (3) 委員構成

国スポ準備委員会委員に以下の団体等の代表者を追加し（国スポ準備委員会委員が所属する団体と重複する団体は除く。）、計345名とした。

- ・第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会委員（11名）
- ・国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体（30名）

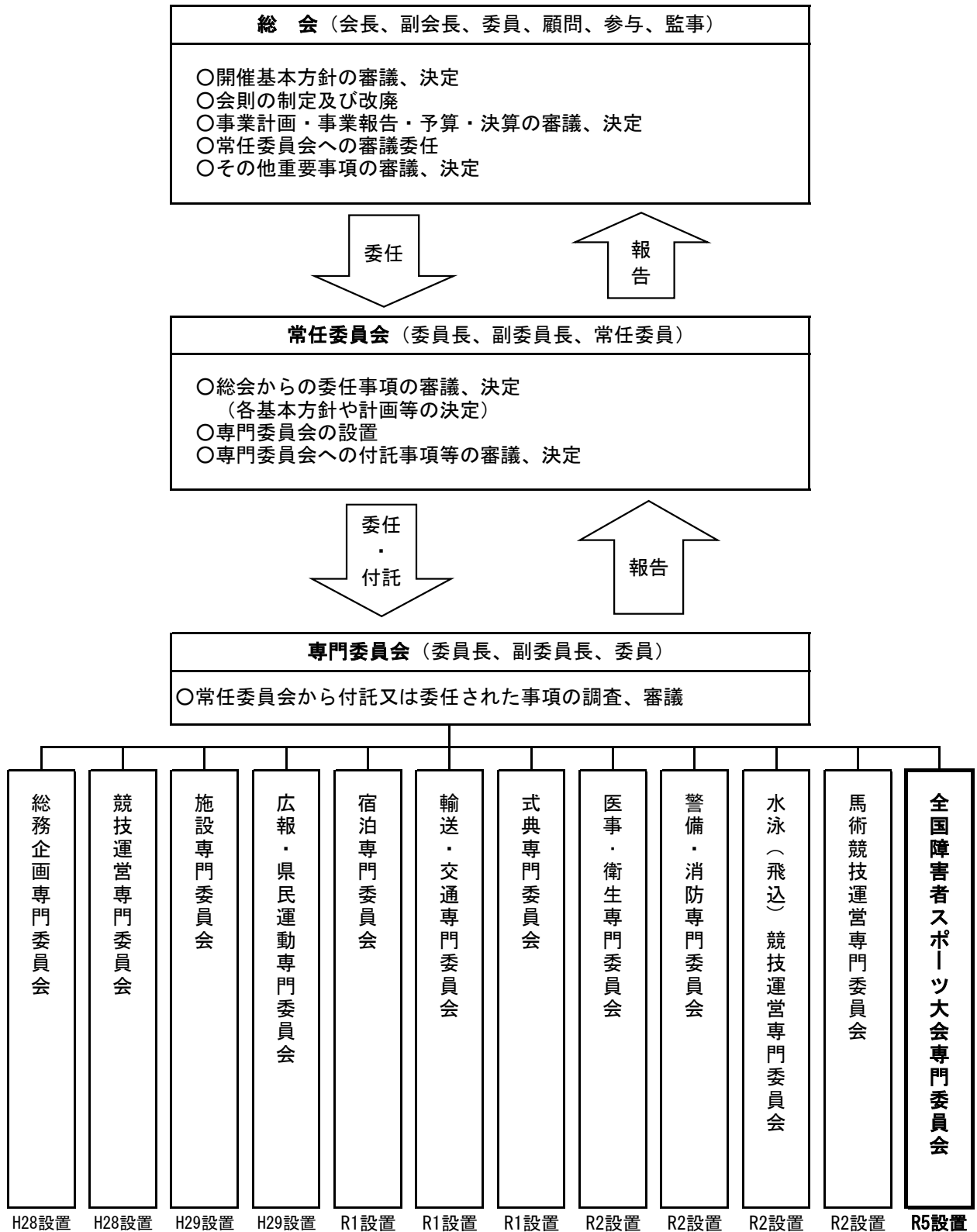
### 3 会則等の改正

組織名称を変更するとともに、第80回国民スポーツ大会冬季大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加するため、国スポ準備委員会会則を改正した。

また、国スポ準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規定等については、「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるものは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととした。

【参考】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 組織構成図



## 第80回国民スポーツ大会準備経過

(令和4年8月9日以降)

年 月 日	内 容
令和4年 8月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回警備・消防専門委員会を開催
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回輸送・交通専門委員会を開催
9月2日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回宿泊専門委員会を開催
9月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回施設専門委員会を開催
9月16日	第80回国民スポーツ大会第5回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
10月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第10回広報・県民運動専門委員会を開催（書面開催）
10月13日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回医事・衛生専門委員会を開催
11月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回総務企画専門委員会を開催
11月10日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回馬術競技運営専門委員会を開催
11月14日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
12月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面開催）
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会を開催
令和5年 1月11日	第80回国民スポーツ大会第6回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
1月13日	第80回国民スポーツ大会第6回会場地市町村担当者会議・第5回競技団体担当者会議を開催（オンライン開催）
1月24日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回式典専門委員会を開催
2月 3日	第80回国民スポーツ大会第7回会場地市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
4月 1日	第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催に係る業務を一体的に行う県国スポ・障スポ局を新設（3課51名体制）

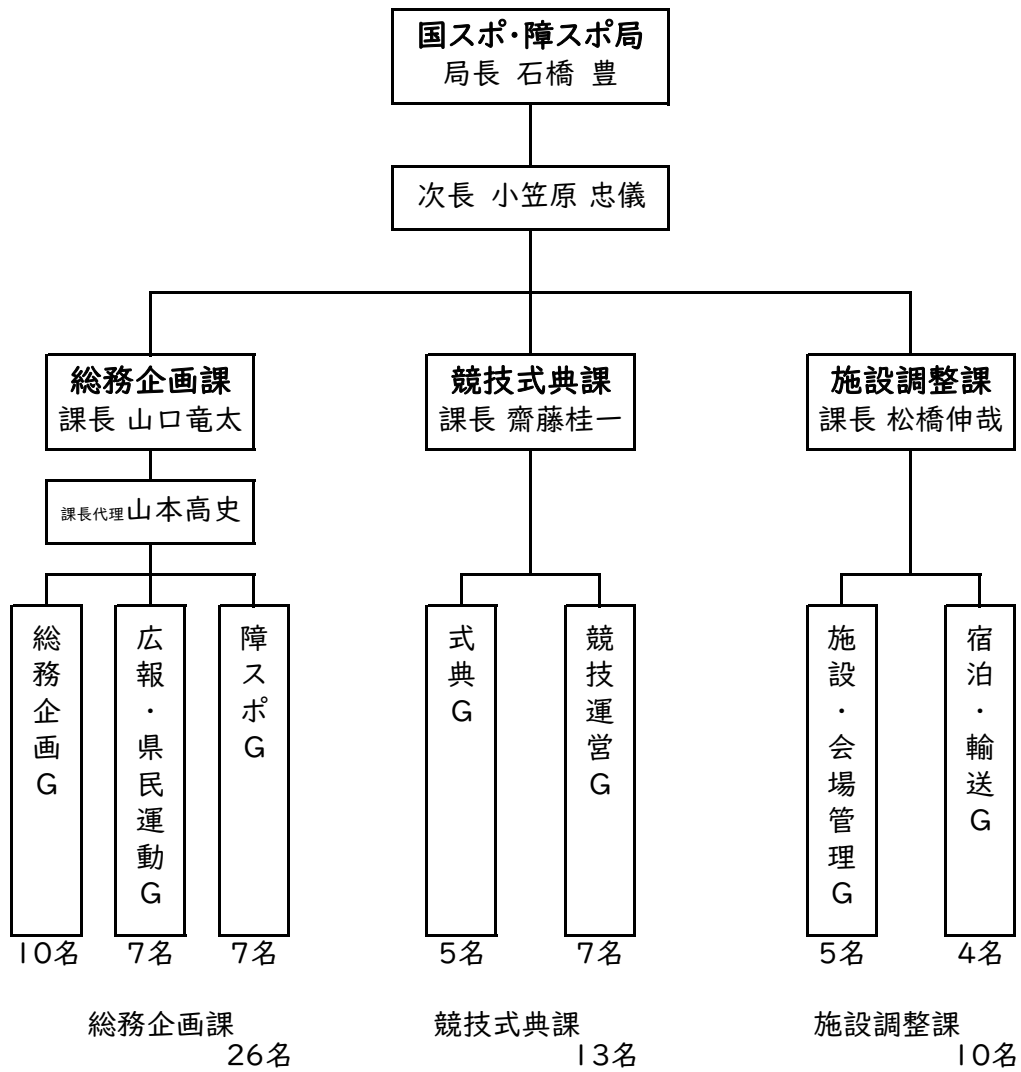
年 月 日	内 容
令和5年 4月18日 4月19日	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察
4月25日	中央競技団体正規視察（ライフル射撃）
5月19日	第80回国民スポーツ大会第8回会場地市町村担当者会議を開催 (オンライン開催)
5月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回広報・県民運動専門委員会を開催
6月 5日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第12回総務企画専門委員会を開催
6月27日	第80回国民スポーツ大会第3回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議を開催
7月19日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回競技運営担当者会議（正式・特別競技）を開催
7月20日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回競技運営担当者会議（公開競技・デモンストレーションスポーツ）を開催
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として決定
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第12回常任委員会を開催
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会を開催
8月31日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催
9月 6日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回式典専門委員会を開催
9月19日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第12回競技運営専門委員会を開催
9月21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回会場地市町村医療・衛生及び警備・消防担当者会議を開催
11月8日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回施設専門委員会を開催
11月9日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回馬術競技運営専門委員会を開催



【参考】

## 国スポ・障スポ局機構図（令和5年4月1日現在）

国スポ・障スポ局 51名



## 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

第3回警備・消防専門委員会（令和4年8月9日）以降に開催した総会及び常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

### 記

- 1 準備委員会 第11回常任委員会決定事項【令和4年12月21日開催】
  - ・第80回国民スポーツ大会正式競技種別変更及び競技会場の変更
  - ・第80回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更
  - ・第80回国民スポーツ大会総合開・閉会式会場整備基本計画
- 2 準備委員会 第12回常任委員会決定事項【令和5年8月31日開催】
  - ・第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画（第4次）改正
  - ・第80回国民スポーツ大会正式競技会場の変更
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金趣意書
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金謝意表明実施要領
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金箱設置要領
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛事務取扱要領
  - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程改正
- 3 準備委員会 第8回総会決定事項【令和5年8月31日開催】
  - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度事業報告
  - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度収支決算
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（仮称）の設置
  - ・総会から常任委員会への委任事項改正
- 4 実行委員会 第1回総会決定事項【令和5年8月31日開催】
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業計画
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支予算
  - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会役員を選任

## 青の煌めきあおもり国スポ会場地市町村選定状況（市町村別）

※今回変更あり：セル着色、太字ゴシック体

No	市町村名	競技・種目名	種別	開催予定施設	
1	青森市	陸上競技	全種別	カクヒログループアスレチックスタジアム	
		水泳	競泳	全種別	(仮称) 新青森県総合運動公園水泳場
			水球	少年男子・女子	
			AS	少年女子	
			OWS	全種別	
		テニス		全種別	新青森県総合運動公園テニスコート
		バレーボール	6人制	成年男子 少年男子	マエダアリーナ
			ビーチバレーボール	少年男女	サンセットビーチあさむし特設会場
		ハンドボール		成年男子 成年女子	盛運輸アリーナ
				少年女子 少年男子	マエダアリーナ
		ソフトテニス		全種別	新青森県総合運動公園テニスコート
		卓球		全種別	(仮称) 青森市アリーナ
		軟式野球		成年男子	青森県営野球場 ダイシンベースボールスタジアム
		ライフル射撃	CP	成年男子	青森県警察学校射撃場
		ラグビーフットボール	15人制	少年男子	大進建設スポーツ広場ラグビー場 大進建設スポーツ広場多目的グラウンド
		スポーツクライミング	リード	全種別	盛運輸アリーナ
			ボルダール	全種別	
		アーチェリー		全種別	新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場
		ゴルフ		女子	青森カントリー倶楽部
少年男子	東奥カントリークラブ				
トライアスロン		全種別	青森市特設トライアスロン会場		
2	弘前市	体操	競技	全種別	青森県武道館
			新体操	少年男子 少年女子	
			トランポリン	全種別	
		ソフトボール		成年女子	弘前市運動公園野球場 <b>岩木山総合公園野球場</b>
		弓道		全種別	青森県武道館
		ライフル射撃	50m	全種別	<b>弘前市運動公園運動広場特設ライフル射撃場</b>
			10m・AP	全種別	
			BP・BR	全種別	
		空手道		全種別	青森県武道館
		クレ射撃		全種別	弘前クレ射撃場
(特別) 高等学校野球	硬式	—	弘前市運動公園野球場		
	軟式	—			
3	八戸市	サッカー	少年男子	プライフーズスタジアム	
				八戸市東運動公園陸上競技場	
				八戸市南郷陸上競技場	
		バスケットボール	成年男子	八戸市東体育館	
		レスリング		全種別	<b>FLAT HACHINOHE</b>
		自転車	トラックレース	全種別	八戸自転車競技場
		ソフトボール		成年男子	八戸市長根公園野球場 八戸市東運動公園野球場
ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女子	プライフーズスタジアム		
ボウリング		全種別	ゆりの木ボウル		

No	市町村名	競技・種目名		種別	開催予定施設
4	黒石市	バドミントン		全種別	スポカルイン黒石
5	五所川原市	バレーボール	6人制	成年女子	五所川原市民体育館
6	十和田市	サッカー		成年女子	十和田市高森山球技場
				少年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
		バスケットボール		少年男子	十和田市総合体育センター
		相撲		全種別	十和田市屋内グラウンド
7	三沢市	ホッケー		少年男子 少年女子	青森県立三沢高等学校グラウンド
		バスケットボール		少年女子	三沢市国際交流スポーツセンター
		軟式野球		成年男子	三沢市民運動広場野球場
		ソフトボール		少年女子	三沢市南山屋外運動場
		銃剣道		全種別	三沢市国際交流スポーツセンター
8	むつ市	ローイング		全種別	<b>むつ市大湊特設ローイング場</b>
		バスケットボール		成年女子	むつマエダアリーナ
		セーリング		全種別	大平マリーナ
		フェンシング		全種別	むつマエダアリーナ
9	つがる市	バレーボール	6人制	少年女子	<b>伊藤鉱業アリーナつがる</b>
		柔道		全種別	<b>伊藤鉱業アリーナつがる</b>
10	平川市	ウエイトリフティング		全種別	ひらかわドリームアリーナ
11	平内町	ゴルフ		成年男子	夏泊ゴルフリンクス
12	西目屋村	カヌー	スプリント	全種別	津軽白神湖特設カヌー競技場
			スラローム	全種別	目屋溪谷岩木川カヌー競技場
			ワイルドウォーター	全種別	
13	藤崎町	なぎなた		全種別	スポーツプラザ藤崎
14	野辺地町	ハンドボール		少年男子	青森県立野辺地高等学校体育館
15	七戸町	剣道		全種別	(仮称)七戸町新体育館
16	六戸町	軟式野球		成年男子	六戸町総合運動公園野球場
17	東北町	ソフトボール		少年男子	東北町南総合運動公園ソフトボール場
					東北町南総合運動公園野球場
18	六ヶ所村	ホッケー		成年男子 成年女子	六ヶ所村内子内農山村広場多目的広場
		軟式野球		成年男子	六ヶ所村大石総合運動公園第三球場
19	おいらせ町	軟式野球		成年男子	おいらせ町下田公園野球場
20	五戸町	サッカー		少年女子 成年女子	五戸町ひばり野公園陸上競技場
21	南部町	サッカー		少年女子	ふるさと運動公園陸上競技場
22	階上町	自転車	ロードレース	全種別	階上町特設ロードレースコース
23	宮城県利府町	水泳	飛込	全種別	セントラルスポーツ宮城G21プール
24	山梨県北杜市	馬術	馬場馬術	全種別	山梨県馬術競技場
			障害馬術	全種別	

開催年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催県	—	三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	80青森県
逆年	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
常任委員会審議事項	■警備・消防防災基本方針	■警備・消防防災基本計画					
専門委員会審議事項	■警備・消防防災基本方針	■警備・消防防災基本計画	■市町村警備・消防防災業務推進指針	■総合開・閉会式等各業務実施計画	■総合開・閉会式警備計画書 (自主警備) (交通警備) ■総合開・閉会式会場防災計画書 ■総合開・閉会式会場管理運営要綱	(先催県視察結果等報告)	
専門委員会開催	第1回専門委員会	第2回専門委員会	第3回専門委員会	第4回専門委員会	第5回専門委員会	第6回専門委員会	
警備	<p>警備・消防防災基本方針策定</p> <p>・各業務(警備、消防防災、大規模災害等対策)の趣旨、大枠、体制確立について定めるもの。</p>	<p>警備・消防防災基本計画策定</p> <p>・各業務(警備、消防防災、大規模災害等対策)の実施に係る基本的事項について定めるもの。</p>	<p>市町村警備・消防防災業務推進指針策定</p> <p>・基本計画に基づき、市町村が実施すべき業務の実施計画を策定する上での基本的事項について定めるもの。</p>	<p>総合開・閉会式等自主警備業務実施計画策定</p> <p>・基本計画に基づき、業務内容等について定めるもの。</p>	<p>総合開・閉会式等警備計画書【業務委託】</p> <p>・警備業務に係る人員、スケジュール等の詳細。</p> <p>総合開・閉会式会場管理運営要綱【業務委託】</p> <p>・総合開・閉会式会場への入場者が遵守すべき事項。</p>	<p>業務マニュアル作成【業務委託】</p> <p>・計画書に基づき、実施本部員が行う業務についてのマニュアル。</p>	<p>自主警備・交通警備業務【業務委託】</p> <p>・計画書に基づき、警備業務を行う。</p> <p>総合リハーサル(訓練)</p> <p>・避難誘導訓練を含む、開・閉会式における業務のリハーサルを行う。</p> <p>警備・消防防災本部設置</p> <p>・実施計画に基づき設置され、警備員とともに警備警戒業務にあたる。</p>
消防防災				<p>総合開・閉会式等消防防災業務実施計画策定</p> <p>・基本計画に基づき、業務内容等について定めるもの。</p>	<p>総合開・閉会式等防災計画書【業務委託】</p> <p>・火災等予防警戒の対策や発生時の対応、避難経路等の詳細。</p>		<p>臨時消防防災組織編成 (必要に応じて)</p>
大規模災害・突発重大事案対策				<p>総合開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画策定</p> <p>・基本計画に基づき、業務内容等について定めるもの。</p>			<p>特別緊急災害対策本部設置 (必要に応じて)</p>
会場地市町村				<p>警備、消防防災、大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画策定</p>		<p>自主警備業務</p> <p>業務マニュアル作成</p>	
行幸啓 (総務企画専門委員会)				<p>警備基本方針、日程調整等</p>			

※先催県を参考に作成したものであり、今後、業務内容やスケジュールの変更もありうる。

…グレーのセルは別委員会又は市町村の業務

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
開・閉会式等自主警備業務実施計画（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この計画は、第 80 回国民スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）に係る開・閉会式、開・閉会式リハーサル及び青の煌めきあおもり障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「国スポ・障スポ参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

（実施機関）

第 2 条 県が設置する国スポ・障スポの実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局及び委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

第 2 章 開・閉会式会場における活動

（実施期日及び実施場所）

第 3 条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	開催場所
青の煌めきあおもり国スポ 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【新青森県総合運動公園】 ・新青森県総合運動公園敷地内 及び周辺 ・その他関係施設 【荒天時】 ・リンクステーションホール青森
青の煌めきあおもり国スポ 総合開会式	2026 年 10 月 10 日（土）	
青の煌めきあおもり国スポ 総合閉会式	2026 年 10 月 20 日（火）	
青の煌めきあおもり障スポ 開・閉会式リハーサル	未定	
青の煌めきあおもり障スポ 開会式	2026 年 10 月 23 日（金）	
青の煌めきあおもり障スポ 閉会式	2026 年 10 月 26 日（月）	

事前警戒・警備	2026年9月下旬(予定) ～10月9日(金) 2026年10月下旬(予定) ～10月22日(木)	
---------	--	--

(組織及び任務)

第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備・消防防災本部」を設置する。また、警備・消防防災本部編成表(別表)のとおり編成し、本部員及び警戒員(以下「本部員等」という。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第5条 警備・消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第6条 警備・消防防災本部は、自主警備関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場へ急行できるよう、実地踏査により、開・閉会式会場の入退場経路などの状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊等の防止、会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操作により飛行させることができる無人航空機(以下「ドローン等」という。)による犯罪行為や妨害行為を警察と連携して未然に防止する。

ウ 警察と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、あらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講じるとともに、車両の突入を阻止する。

(3) 交通誘導整理

ア 国スポ・障スポ関係車両に対し、駐車許可証等確認場所において駐車許可証等の有無を確認する。なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。

イ 国スポ・障スポ関係車両に対し、「国スポ・障スポ関係車両駐車場(以下、「指定駐車場」という。)への案内・誘導を行う。

ウ 一般車両が指定駐車場へ進入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる違法駐車車両を発見したときは、運転手に対して移動を要請する。要請に応じない場合又は運転手不在の場合は、警察へ対応を引き継ぐ。

オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

(4) 会場内外通行管理

ア 来場者に対し、種別に応じた動線案内及び通行誘導を行う。

イ 国スポ・障スポ参加者以外の一般通行者に対して、立入制限場所及び迂回路を案内する。

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両及び人員を確認し、歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。

エ ADカード（入場許可証）、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場券の案内・整理を行う。

(5) 雑踏警備

ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。

イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等、状況に応じた適切な措置を行う。

(6) 会場入退場者管理

ア 開・閉会式会場に入場管理エリアを設定し、ADカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ 入場管理エリア内に入場する来場者のADカード等を確認するため、入場管理エリアの入口にADカード等確認場所を設置する。本部員等は、ADカード等の確認及び本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知器検査及び手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式等会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物品（以下「持込禁止物」という。）の発見を行う。

エ 持込禁止物を式典会場内に持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所及び飲料移し替え所（以下「一時預かり所等」という。）を設置する。本部員等は、一時預かり所等を適切に管理運営する。

オ 式典会場における途中退場者に対して、再入場時に手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときには確実に手荷物検査等を行う。

カ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間毎に確認し、会場内の来場者を管理する。

(7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、ドローン等を認知又は発見したときは速やかに警備・消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をしようとする者を認知又は発見したときは、速やかに警備・消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物及び拾得物を発見又は届出があったときは、速やかに警備・消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(9) 禁止行為への対応

本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

(事件・事故発生時における活動)

第7条 警備・消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。



(1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知又は発見したときは、警備・消防防災本部へ事案等の概要を報告する。

イ 報告を受けた警備・消防防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備・消防防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部及び自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講じる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 国スポ・障スポ参加者の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。なお、不審物（液体を含む。）に対応する場合は、近づくことなく、来場者を安全な場所に誘導するとともに、自主警備関係機関に通報する。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備・消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

ウ 犯罪等予告に対する対応

警備・消防防災本部は、犯罪、爆破等の予告など犯罪情報を入手した場合は、速やかに自主警備関係機関に通報するとともに、協力して対応する。この際、国スポ・障スポ参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備・消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、開・閉会式等自主警備業務記録(様式第1号)、事件・事故等発生状況報告書(様式第2号)及び通信記録(様式第3号)により記録する。

(通信連絡)

第10条 警備・消防防災本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

### 第3章 青の煌めきあおもり障スポの競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2026年10月22日(木) ～ 10月26日(月) (公式練習日含む)  ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	<p><b>【青森市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カクヒログループアスレチックスタジアム〔陸上競技(身・知)〕</li> <li>○(仮称)新青森県総合運動公園水泳場〔水泳(身・知)〕</li> <li>○新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場〔アーチェリー(身)〕</li> <li>○(仮称)青森市アリーナ〔卓球(身・知・精)〕</li> <li>○(仮称)青森市アリーナ又はアピオあおもり〔サウンドテーブルテニス(身)〕</li> </ul> <p><b>【弘前市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○弘前市運動公園陸上競技場〔フライングディスク(身・知)〕</li> <li>○青森県武道館〔ボッチャ(身)〕</li> </ul> <p><b>【八戸市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○プライフーズスタジアム・八戸市多賀多目的運動場人工芝球技場〔サッカー(知)〕</li> <li>○八戸市新井田公園多目的広場〔フトソフトボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【五所川原市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○五所川原市民体育館〔バレーボール(精)〕</li> </ul> <p><b>【つがる市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊藤鉱業アリーナつがる〔バレーボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【十和田市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○十和田市総合体育センター〔バレーボール(身)〕</li> </ul> <p><b>【三沢市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三沢ボウル〔ボウリング(知)〕</li> <li>○三沢市国際交流スポーツセンター〔車いすバスケットボール(身)〕</li> </ul> <p><b>【むつ市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○むつマエダアリーナ〔バスケットボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【東北町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東北町南総合運動公園ソフトボール場・野球場〔ソフトボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【おいらせ町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○おいらせ町下田公園多目的グラウンド〔グラウンドソフトボール(身)〕</li> </ul>

		<p>※上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動要領)

第12条 自主警備体制及び活動要領は、第2章の規定を準用し、会場地市町と協議の上、協力して整備する。

#### 第4章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第13条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第14条 自主警備に関する教育・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 現地踏査などによる避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

#### 第5章 雑則

(委任)

第15条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

別表（第4条関係）

警備・消防防災本部編成表

編成	任務区分
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との連絡調整</li> </ul>
警備消防班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関（※1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>
本部員・警戒員 （※3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備・消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 研修・訓練</li> <li>○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応、禁止行為への対応</li> <li>・ 事件事故等発生時における対応 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> <li>・ 平常時における活動 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul>

- ※1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。
- ※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。
- ※3 「本部員」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

様式第1号 (第9条関係)

開・閉会式等自主警備業務記録

行事名	国スポ事前警備・開・閉会式総合リハーサル・総合開会式・総合閉会式 障スポ事前警備・開・閉会式リハーサル・開会式・閉会式・競技( )		
実施日時	2026年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
記録者	(当日勤務員の代表者が記名)		
事件・事故等 発生内容	1	発生日時	時 分 頃
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者： 警備区： )
	2	発生日時	時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者： 警備区： )
	3	発生日時	時 分頃
		発生場所	
		事案内容	
		措 置	事件・事故等発生状況報告書作成 有 ・ 無 (報告者： 警備区： )
備 考			

事件・事故等発生状況報告書

事案種別	雑踏事故 妨害事案 暴行事案 盗犯事案 その他 ( )				
認知日時	年 月 日 ( )				時 分
認知方法等	<b>【通報者】</b> 実施本部員・ボランティア・参加者 警備員・自主警備関係機関 ( ) <b>【認知状況】</b> 現認・その他 ( 口頭・有線・携帯・無線 )				
発生日時	年 月 日 ( )				時 分
発生場所					
事案等の概要					
関係者 人定事項 (甲)	住所 職業 氏名 年齢 歳 ( 男・女 ) 電話番号				
関係者 人定事項 (乙)	住所 職業 氏名 年齢 歳 ( 男・女 ) 電話番号				
事案等概要					
被害金品等					
措 置					
	現場臨場者	役職・氏名			
通報者 人定事項	住所 職業 氏名 年齢 歳 ( 男・女 ) 電話番号				
備 考					
報告年月日 報告者	年 月 日				係 氏名

※ 事案等関係者が3名以上いるなど記入欄が不足する場合は、備考欄又は別紙(様式自由)に記載して報告すること。  
 ※ 記載に当たっては、事案の推移、措置等の時系列を明らかにして報告すること。

様式第 3 号 (第 9 条関係)

通信記録

No.

年 月 日 ( )			
時間	発信者	通信内容	受信者
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			
⋮			

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 開・閉会式等消防防災業務実施計画（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この計画は、第80回国民スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下、「国スポ・障スポ」という。）に係る開・閉会式、開・閉会式リハーサル、青の煌めきあおもり障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等の安全を確保することを目的とする。

#### （諸規定との関係）

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規程や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

#### （実施機関）

第3条 県が設置する国スポ・障スポの実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

### 第2章 火災等予防管理

#### （火気等使用予防管理）

第4条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

（1）火気等の使用場所の指定

火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。

（2）各施設管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 各種火気設備機器等の設置又は変更

イ 式典等における火気の使用

ウ 催物施設整備での火気の使用

エ 臨時売店における火気の使用

オ その他火災等の予防上必要と認められる事項

#### （遵守事項）

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

（1）電熱器、ガス器具等の火気設備器具は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。

（2）火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。

（3）火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具は確実に点検を行って安全を確認すること。

（4）火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。



2 国スポ・障スポに関係する全ての者は、防火設備、消防用設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 出入口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸付近に使用上支障となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消火器等の消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

### 第3章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第6条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	開催場所
青の煌めきあおもり国スポ 総合開・閉会式リハーサル	未定	【新青森県総合運動公園】 ・新青森県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設 【荒天時】 ・リンクステーションホール青森
青の煌めきあおもり国スポ 総合開会式	2026年10月10日(土)	
青の煌めきあおもり国スポ 総合閉会式	2026年10月20日(火)	
青の煌めきあおもり障スポ 開・閉会式リハーサル	未定	
青の煌めきあおもり障スポ 開会式	2026年10月23日(金)	
青の煌めきあおもり障スポ 閉会式	2026年10月26日(月)	
事前警戒・警備	2026年9月下旬(予定) ～10月9日(金) 2026年10月下旬(予定) ～10月22日(木)	

(組織及び任務)

第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備・消防防災本部」を設置する。また、警備・消防防災本部編成表(別表1)のとおり編成し、本部員及び警戒員(以下「本部員等」という。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する「臨時消防防災組織」(別表2)を編成する。

(関係機関等との連携)

第8条 警備・消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関及び各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第9条 警備・消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における火気等の使用状況
- イ 臨時売店等における防火安全管理状況
- ウ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- エ 出入口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- オ 防火戸付近に使用上支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- カ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- キ 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ク 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- ケ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- コ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- サ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- ス 避難場所の使用状況の確認
- セ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- ソ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」(様式第1号)により警備・消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備・消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班及び消防防災関係機関に連絡を行うとともに、是正・改善を行う。

(緊急車両の配備)

第10条 警備・消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上、定める。

(火災等発見時の措置)

第11条 警備・消防防災本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

- ア 火災等の情報又は発生を報告を受領したときは、その報告内容を「通信記録」(様式第2号)に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。
- イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに消防防災関係機関に通報連絡するとともに、「火災等発生状況報告書」(様式第3号)により火災等の内容を把握する。
- ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

(2) 初期対応

- ア 警備・消防防災本部は、次の初期対応を行う。
  - (ア) 本部員等を現場に派遣し、消防防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編成し、運用する。
  - (イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、消防防災関係機関等に通報・連絡を行う。

- (ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
- (エ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。
- イ 本部員等は、次の初期対応を行う。
  - (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。
  - (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。
  - (ウ) 現場周辺の雑踏整理を行う。
  - (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
  - (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備・消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。
  - (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。
- (3) 避難誘導  
避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (4) 救急・救助活動  
負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

(非常放送)

第12条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

- (1) 非常放送の対応  
実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ各施設管理者と協議する。
- (2) 非常放送の実施  
実施本部は、火災等が発生し、必要があると認めるときは、非常放送を行う。

(避難場所)

第13条 避難場所は、関係機関と調整の上、決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第14条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第15条 警備・消防防災本部と消防防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

#### 第4章 青の煌めきあおもり障スポの競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第16条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2026年10月22日(木) ～ 10月26日(月) (公式練習日含む)	【青森市】 ○カクヒログループアスレチックスタジアム〔陸上競技(身・知)〕

	<p>※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。</p>	<p>○（仮称）新青森県総合運動公園水泳場〔水泳（身・知）〕</p> <p>○新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場〔アーチェリー（身）〕</p> <p>○（仮称）青森市アリーナ〔卓球（身・知・精）〕</p> <p>○（仮称）青森市アリーナ又はアピオあおもり〔サウンドテーブルテニス（身）〕</p> <p><b>【弘前市】</b></p> <p>○弘前市運動公園陸上競技場〔フライングディスク（身・知）〕</p> <p>○青森県武道館〔ボッチャ（身）〕</p> <p><b>【八戸市】</b></p> <p>○プライフーズスタジアム・八戸市多賀多目的運動場人工芝球技場〔サッカー（知）〕</p> <p>○八戸市新井田公園多目的広場〔フットソフトボール（知）〕</p> <p><b>【五所川原市】</b></p> <p>○五所川原市民体育館〔バレーボール（精）〕</p> <p><b>【つがる市】</b></p> <p>○伊藤鉦業アリーナつがる〔バレーボール（知）〕</p> <p><b>【十和田市】</b></p> <p>○十和田市総合体育センター〔バレーボール（身）〕</p> <p><b>【三沢市】</b></p> <p>○三沢ボウル〔ボウリング（知）〕</p> <p>○三沢市国際交流スポーツセンター〔車いすバスケットボール（身）〕</p> <p><b>【むつ市】</b></p> <p>○むつマエダアリーナ〔バスケットボール（知）〕</p> <p><b>【東北町】</b></p> <p>○東北町南総合運動公園ソフトボール場・野球場〔ソフトボール（知）〕</p> <p><b>【おいらせ町】</b></p> <p>○おいらせ町下田公園多目的グラウンド〔グラウンドソフトボール（身）〕</p> <p>※上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動要領)

第17条 消防防災体制及び活動要領は、第3章の規定を準用し、会場地市町と協議の上、協力して整備する。

## 第5章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第18条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第19条 消防防災業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。
- (2) 警備・消防防災本部及び臨時消防防災組織に係る業務内容の周知徹底に関すること。
- (3) 火災等の情報収集、伝達及び通報に関すること。
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (5) 通信機器の取扱いに関すること。
- (6) その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

## 第6章 雑則

(委任)

第20条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

別表 1 (第 7 条関係)

## 警備・消防防災本部編成表

編成	任務区分
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との連絡調整</li> </ul>
警備消防班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関（※ 1）との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※ 2）の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>
本部員・警戒員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備・消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各部各班との調整</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 研修・訓練</li> <li>○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応、禁止行為への対応</li> <li>・ 事件事故等発生時における対応 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> <li>○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> <li>・ 平常時における活動 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul> </li> </ul>

※ 1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。

※ 2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※ 3 「本部員」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

別表 2 (第 7 条関係)

## 臨時消防防災組織編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班編制	業務内容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災等の情報分析、被害予測</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災等の情報収集</li> <li>○ 会場施設の被害情報収集</li> <li>○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集</li> </ul>
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡</li> <li>○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部各班内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整</li> </ul>
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場施設の被害状況の確認</li> <li>○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安管理</li> </ul>
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> <li>○ 避難者の救援物資等の調整（関係市町村等との連絡）</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救助活動</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>
交通班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>

予防管理 ・ 点検 ・ 措置結果報告書

実施日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
実施者 (報告者)	□( )班 ( )係	氏 名	報告時間
			時 分
点検項目	<input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ収積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 出入口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火戸付近に使用上支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無及び探水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
点検結果	【異常の有無】 有 ・ 無		
	【異常個所】  【措置内容】		
備考	報告受理時間	時 分	報告受理者
	消防防災関係機関への	通報 有 ・ 無	通 報 先
	【現場における措置結果】  【警備・消防防災本部の措置等】		

※ 緊急処理事案等の発生及び認知時においては、警備消防本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。



様式第 2 号 (第 11 条関係)

通信記録

No.

年 月 日 ( )			
時間	発信者	通信内容	受信者
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			
:			

火災等発生状況報告書

認知日時	年 月 日( ) 時 分		
認知状況等	<b>【認知状況】</b> 現認 ・ 認知 ( 口頭 ・ 有線 ・ 無線 ) <b>【通報者等人定事項】</b> ※住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)を最低限記載(聴取)		
火災等の概要			
発生日時	年 月 日( )	午前・午後	時 分頃
発生場所			
被害種別	火災 ・ その他		
被害状況			
[二次災害の有無]			
負傷者等 (人定別紙)	・負傷者(有 ・ 無)名(男性 人 ・ 女性 人) ・負傷程度		
被害物品等	・被害物品 (有 ・ 無) ・被害程度・範囲		
備考			
措置	・負傷者の搬送= 有 ・ 無 搬送先病院名等を記載 ( ) ・消防防災関係機関への連絡= 有 ・ 無 警察、消防、自衛消防組織、医療機関等を記載： ・出動人員 名 [内訳 実施本部員 名、自衛消防組織 名、消防人員 名] ・消防車 台 ・ 放水の有無 = 有 ・ 無 ・その他		
	現場臨場者	(役職・氏名) 他 名	
報告年月日 報告者	年 月 日( )	警備・消防防災本部 係 氏名	

※ 負傷者の人定事項については、備考欄又は別紙（様式自由）に記載添付する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（案）

## 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この計画は、第 80 回国民スポーツ大会警備・消防防災基本計画に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）に係る開・閉会式、開・閉会式リハーサル及び青の煌めきあおもり障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の活動体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「国スポ・障スポ参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

（2）突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等の突発的な事案であって、死傷者等を伴い社会的反響の大きい事案又は死傷者等を伴うおそれがあり大きな社会的反響が予想される事案で、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

## 第 2 章 開・閉会式会場における対策

（実施期日及び実施場所）

第 3 条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	開催場所
青の煌めきあおもり国スポ 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【新青森県総合運動公園】 ・新青森県総合運動公園敷地内 及び周辺 ・その他関係施設 【荒天時】 ・リンクステーションホール青森
青の煌めきあおもり国スポ 総合開会式	2026 年 10 月 10 日(土)	
青の煌めきあおもり国スポ 総合閉会式	2026 年 10 月 20 日(火)	
青の煌めきあおもり障スポ 開・閉会式リハーサル	未定	
青の煌めきあおもり障スポ 開会式	2026 年 10 月 23 日(金)	

青の焔めきあおもり障スポ 閉会式	2026年10月26日(月)	
事前警戒・警備	2026年9月下旬(予定) ～10月9日(金) 2026年10月下旬(予定) ～10月22日(木)	

(警戒措置)

第4条 警備・消防防災本部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮、避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止及び機器等の運転の安全確認
- (7) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）、消防、警察、委託警備会社等への連絡、連携の確保
- (8) その他必要な警戒措置

(大規模災害等発生時の措置)

第5条 実施本部は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (3) 救急・救助活動
- (4) 国スポ・障スポ参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策、関連会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 県・関係市町災害対策本部、消防、警察、委託警備会社等との密接な連携及び情報共有
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

(特別緊急災害等対策本部の設置)

第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがあり、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別表のとおり「特別緊急災害等対策本部」（以下「特別緊急本部」という。）を編成する。

2 特別緊急本部設置時の連絡・通信体制は、別に定める。

(県防災組織との関係)

第7条 実施本部は、大規模災害等の発生又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合においては、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

(避難場所)

第8条 避難場所は、関係機関及び関係自治体（広域避難を含む。）と調整の上、決定する。

### 第3章 青の煌めきあおもり障スポの競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第9条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2026年10月22日(木) ～ 10月26日(月) (公式練習日含む)  ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	<p><b>【青森市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カクヒログループアスレチックスタジアム〔陸上競技(身・知)〕</li> <li>○(仮称)新青森県総合運動公園水泳場〔水泳(身・知)〕</li> <li>○新青森県総合運動公園投てき・アーチェリー場〔アーチェリー(身)〕</li> <li>○(仮称)青森市アリーナ〔卓球(身・知・精)〕</li> <li>○(仮称)青森市アリーナ又はアピオあおもり〔サウンドテーブルテニス(身)〕</li> </ul> <p><b>【弘前市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○弘前市運動公園陸上競技場〔フライングディスク(身・知)〕</li> <li>○青森県武道館〔ボッチャ(身)〕</li> </ul> <p><b>【八戸市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○プライフーズスタジアム・八戸市多賀多目的運動場人工芝球技場〔サッカー(知)〕</li> <li>○八戸市新井田公園多目的広場〔フットソフトボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【五所川原市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○五所川原市民体育館〔バレーボール(精)〕</li> </ul> <p><b>【つがる市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊藤鉦業アリーナつがる〔バレーボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【十和田市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○十和田市総合体育センター〔バレーボール(身)〕</li> </ul> <p><b>【三沢市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三沢ボウル〔ボウリング(知)〕</li> <li>○三沢市国際交流スポーツセンター〔車いすバスケットボール(身)〕</li> </ul> <p><b>【むつ市】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○むつマエダアリーナ〔バスケットボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【東北町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東北町南総合運動公園ソフトボール場・野球場〔ソフトボール(知)〕</li> </ul> <p><b>【おいらせ町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○おいらせ町下田公園多目的グラウ</li> </ul>

		<p>ンド〔グラウンドソフトボール（身）〕</p> <p>※上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

（活動要領）

第10条 活動体制及び活動要領については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

#### 第4章 研修・訓練

（研修・訓練の実施）

第11条 実施本部は、大規模災害等発生時における諸活動を円滑に実施するため、関係する実施本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

（研修・訓練内容）

第12条 大規模災害等対策業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- （1） 特別緊急本部の組織編成に関すること。
- （2） 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- （3） 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領に関すること。
- （4） 救出救護、避難誘導及び広報活動に関すること。
- （5） その他大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

#### 第5章 雑則

（準用）

第13条 大規模災害等対策の実施に必要な場合は、別に定める消防防災業務実施計画の規定を準用する。

（委任）

第14条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 別表（第6条関係）

## 特別緊急災害等対策本部編成表

対策本部長	
対策副本部長	
班編成	業務内容
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部の指揮、運用、総括</li> <li>○ 大規模災害等の情報分析、被害予測</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害等の情報収集</li> <li>○ 会場施設の被害情報収集</li> <li>○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集</li> </ul>
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時通信体制の確立</li> <li>○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡</li> <li>○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部各班内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整</li> </ul>
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会場施設の被害状況の確認</li> <li>○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安全管理</li> </ul>
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> <li>○ 避難者の救援物資等の調整（関係市町村等との連絡）</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救助活動</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>
交通班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>